

パブリックコメントに寄せられた御意見の概要

諮問事項第一 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度

刑事裁判と民事裁判を同時に行う附帯私訴制度を導入すべきである。

加害者への請求手続によらず、被害者が賠償金等を受領できるよう考慮すべきである。

被害者のすべてが刑事裁判と民事裁判の一体化を望んでいるわけではないので、判断権を被害者のみに与える制度であれば導入に賛成する。

損害賠償が実行されない場合は刑事罰を重くするような制度を作るべきである。

被告人の迅速な裁判を受ける権利が損なわれる、予断排除の原則及び無罪推定の原則に反する、刑事裁判の長期化を招くなど、様々な問題があり、制度の導入には反対である。

「犯罪被害者救済」の名目の下、民事裁判手続と刑事裁判手続の体系に多大な影響を与える制度の導入については、慎重な検討が必要である。

まずは、犯罪被害者に対する医療費の給付・生活支援・損害回復・弁護士の付与等の具体的な公的援助制度を確立すべきである。

対象事件については被告事件一般とするべきである。

回復される損害の内容については限定を設けない案が妥当である。

迅速な被害回復の趣旨からは、異議申立てを許さない判決によるべきである。

民事で請求認容、刑事で無罪ということもあり得るので、刑事裁判の無罪の拘束力は事実上のものとする、又は有罪判決に限って法的拘束力を認めるべきである。

諮問事項第二 公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

被害者等には公判記録をすべて閲覧・謄写させるべきである。

被害者等には無料（又は安価）で公判記録を閲覧・謄写させるべきである。

被害者等については、原則閲覧・謄写を認めるべきである。

閲覧の範囲を拡大するべきである。

被告人側は謄写した刑事記録の目的外使用に罰則が付されていること、被告人は記録を民事裁判に利用できないことから、要件の緩和は、被害者等による意見陳述のためなどの理由を例示に加える程度とするべきである。

積極的に実施する方向で検討するべきであるが、弁護士以外による謄写については、目的外使用を防ぐ観点から、その範囲についての配慮が必要である。

対象者の範囲が不明確であることから、法務省案の対象者の拡充には反対である。

諮問事項第三 犯罪被害者等に関する情報の保護

公開の法廷において、(性犯罪等の)被害者の氏名、住所等被害者を特定できる事項が一切明らかにされない制度にするべきである。

(性犯罪等の)被害者の氏名、住所等被害者を特定できる事項が第三者に知られないようにするべきである。

積極的に実施する方向で検討するべきであるが、「名誉又は社会生活の平穩の著しい侵害のおそれ」、「生命、身体、財産への危害、畏怖、困惑のおそれ」を起訴状朗読前に裁判所に判断させることは予断排除の原則に反するおそれがあることから、公判を担当する裁判官とは異なる裁判官が担当する仕組みを検討するべきである。

公判手続における被害者特定事項の秘匿について、性犯罪のほか、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認められる事件まで対象とすることは、対象が無限定に広がり裁判の公開原則に反することから妥当ではない。

被害者特定事項の秘匿の要請については、被告人の防御権・弁護権を侵害することのないようにするべきである。

検察官だけでなく弁護人も、相手方に対し、被害者等の氏名が関係者に知られないよう求めることができるようにするべきである。

諮問事項第四 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度

被害者等も直接、公訴に参加できる公訴参加制度を導入するべきである。

被害者等は、その弁護人と共に法廷内に在廷し、検察官とは別の立場で、加害者や証人への質問、証拠の提出、求刑ができる制度にするべきである。

被害者等が検察官の横に座り、加害者を尋問し、意見を述べられるようにするべきである。

被害者等が量刑について意見を言えるようにするべきである。

被害者等が控訴できる制度を作るべきである。

公判前整理手続においても、被害者が「事件の当事者」として扱われるよう見直しを行うべきである。

被害者等に訴因設定権を認めてしまうと、検察官が被害者等の意見を聞かなくなるおそれがあるので、検察官が設定した訴因を前提として、事実に関する主張・立証を行う案がふさわしい。

防御の対象が不明確になり被告人の防御権が著しく侵害される、刑事裁判に私的な復讐の要素が取り込まれるなどの問題があり、制度の導入には反対である。

犯罪被害者に在廷・被告人質問を認める制度の導入は反対である。

被害者・遺族らは、検察官に対し、公判開始前に、起訴状、裁判所に提出を予定する証拠・証明予定事実及び冒頭陳述書などの開示を求めることができるように手当てするとともに、これらに関し、被害者が検察官に対して十分に被害者としての意見を述べる機会を設けるなど、被害者・遺族への配慮義務等を法定化するべきである。